

区民意識調査にご協力を

区の重要課題に対する区民の皆さんの意識や意向を伺い、区政運営の基礎資料とするため、毎年実施しています。

住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の区民2千500名

のご自宅に、調査票をお送りしました。無記名で回答してください。ご協力をお願いします。調査結果は統計的に処理し、概要は「広報しんじゅく」などでお知らせします。

【問合せ】広聴担当課広聴係(本庁舎3階) ☎(5273)4065へ。

10月から 生活支援相談窓口を開設します

生活を立て直したい、仕事や家計に関する相談をしたいがどこに相談したらよいのか分からないなど、経済的に困りの方の相談を、社会福祉士等の資格を持った相談支援員がお受けし、問題解決に向けて支援します。お気軽にご相談ください。

【相談日時】月・金曜日午前8時30分～12時・午後1時～5時(祝日等を除く)

【相談場所】区役所第2分庁舎3階(新宿5-18-21)

【問合せ】9月30日(火)まで:地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948、10月1日(水)から:福祉部生活支援相談窓口(第2分庁舎3階) ☎(5273)3853・☎(3202)8171へ。

※相談を希望する方は、なるべく事前に電話でご連絡ください。

秋の全国交通安全運動

やさしさが走るこの街の道路

9月21日～30日

交通事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265・☎(3209)5595、牛込・新宿・戸塚・四谷の警察署交通総務係へ。

◎運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- ▼夕暮れ時と夜間の歩行中:自転車乗用中の交通事故防止(特に反射材用品等の着用の推進・自転車前照灯の点灯の徹底)
- ▼すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▼飲酒運転の根絶
- ▼二輪車の交通事故防止



▼自転車・二輪車の放置防止

9月30日は「交通事故ゼロを目指す日」です。より一層交通ルールを遵守しましょう。

自転車の正しい乗り方

自転車安全利用五則を守りましょう。

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ▼13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行できます。
- ②車道では左側を通行
- ③歩道を通行する場合は歩行者優先。自転車は車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ▼飲酒運転・2人乗り・並進・傘差し運転・運転中の携帯電話使用等は禁止です。
- ▼夜間はライトを点灯。交差点では信号を遵守し一時停止・安全確認を。
- ⑤子どもはヘルメットを着用

平成26年第3回区議会定例会 提出議案

区長が提出した議案は次のとおりです。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

◆予算案5件

- ◎平成26年度補正予算
- 平成26年度新宿区一般会計補正予算(第4号)
- 平成26年度新宿区一般会計補正予算(第5号)
- 平成26年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成26年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成26年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◆決算認定4件

- 平成25年度新宿区一般会計歳入歳出決算
- 平成25年度新宿区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成25年度新宿区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 平成25年度新宿区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

◆条例案8件

- ◎新設の条例
- 新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - 新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ◎一部改正の条例
 - 災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例
 - 新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
 - 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - ◆その他1件
 - 町の区域及び名称の変更について
- ※提出議案を追加する場合もあります。

教育費の貸付制度のご利用を

貸付は無利子ですが所得制限等の要件があり、申請から貸付まで約1か月かかります。まずは、ご相談ください。

①受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾等の費用と高校・大学等の受験料を貸し付けます。連帯保証人1名が必要です。入学した場合等は返済を免除します。

【対象】中学3年生、高校3年生(中学校・高校の既卒者、高等学校卒業程度認定試験に合格した20歳未満の方も対象)

【貸付限度額】

▼学習塾や通信添削費等の費用(26年4月から受験までの期間が対象):20万円

▼高校・大学等の受験料:中学3年生等は2万7千400円、高校3年生等は10万5千円

②教育支援資金(生活福祉資金)

各種奨学金の利用が難しい世帯へ。

に、学校教育法に規定する高校・大学等の入学金・授業料等を貸し付けます。まだ支払っていない費用が対象です。

就学する本人が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となり、原則として連帯保証人は不要です。申請から返済まで、民生委員が支援します。

【貸付限度額】

▼就学支度費(入学金):50万円

▼教育支援費(授業料等):月額で高校・専修学校(高等課程)は3万5千円、高等専門学校・短期大学・専修学校(専門課程)は6万円、大学は6万5千円

【返済期間】14年以内(卒業後6か月は据置)

【申請・問合せ】新宿区社会福祉協議会法人経営課(高田馬場1-17-20) ① ☎(5292)3250、② ☎(5273)3541へ。

第4日曜日の

区役所本庁舎窓口開設

9月は28日

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)

●特別永住者に関する申請等
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類)等がないと、届出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

◎住民記録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届出(前住所の区市町村に確認が必要な場合は手続きできないことがあります。国外からの転入は取り扱いません)・▼外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書)が必要)・▼住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付(請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません)・▼不在住証明書の交付・▼印鑑登録申請・廃止の届出・▼印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証(カード)が必要)・▼自動交付機の利用登録申請・▼住民基本台帳カードの申請・交付(電子証明書は発行できません)

◎国民健康保険

▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなく、退職証明書でも代用可)・▼資格の喪失(職場の健康保険証が必要)・▼外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書)とパスポートをお持ちください。

【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

◎区税

▼納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)・▼納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)・▼納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

9月28日は

国民健康保険料の休日納付相談 も実施します

保険料未納の状態が続くと、次回の保険証更新時に、通常より有効期限の短い保険証や資格証明書に切り替わる場合があります。また、差し押さえなどの滞納処分を行うことになりま。この機会に相談と保険料の支払いにおいてください。

【開設時間】午前9時～午後4時30分
【開設場所・問合せ】医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)3873・4530へ。
※火曜日は午後7時まで窓口を延長し、相談・納付をお受けしています。